

相模原市旅館業法施行条例

平成15年3月27日

条例第16号

改正 平成17年3月28日条例第16号

平成17年12月21日条例第108号

平成18年12月25日条例第92号

平成24年10月1日条例第47号

(題名改称)

平成27年4月27日条例第28号

平成30年5月22日条例第39号

令和2年12月21日条例第69号

(趣旨)

第1条 この条例は、旅館業法(昭和23年法律第138号。以下「法」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(全部改正〔平成24年条例47号〕、一部改正〔平成30年条例39号〕)

(社会教育施設等)

第2条 法第3条第3項第3号(法第3条の2第2項及び第3条の3第3項において準用する場合を含む。)の規定による条例で定める施設は、次のとおりとする。

- (1) 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館
- (2) 博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館及び同法第29条に規定する博物館に相当する施設
- (3) 社会教育法(昭和24年法律第207号)に規定する公民館
- (4) 少年院法(平成26年法律第58号)第3条に規定する少年院
- (5) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校
- (6) 都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園
- (7) 国、地方公共団体又は公共的団体が設置する青少年の健全な育成を図るための施設、スポーツ施設その他の施設で、市長が指定したもの

2 市長は、前項第7号の規定による指定をしたときは、施設の名称、位置その他

必要な事項を告示しなければならない。

(追加〔平成24年条例47号〕、一部改正〔平成27年条例28号〕)

(意見を求める者)

第3条 法第3条第4項(法第3条の2第2項及び第3条の3第3項において準用する場合を含む。)の規定による市長が意見を求めなければならない者は、次の各号に掲げる施設の区分に従い、当該各号に定める者とする。

(1) 国が設置する施設 当該施設の長

(2) 地方公共団体が設置する施設 当該施設を所管する地方公共団体の長(当該施設が教育委員会の所管に属するときは、教育委員会)

(3) 前2号に掲げる施設以外の施設で、当該施設について監督庁があるもの 当該監督庁

(4) 前3号に掲げる施設以外の施設 当該施設の設置者

(追加〔平成24年条例47号〕)

(衛生措置の基準)

第4条 法第4条第2項の規定による措置の基準は、別表第1のとおりとする。

(追加〔平成24年条例47号〕)

(宿泊拒否の事由)

第5条 法第5条第3号の規定による事由は、次のとおりとする。

(1) 宿泊しようとする者が泥酔し、又は言動が著しく異常で、他の宿泊者に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(2) 宿泊しようとする者が著しく不潔な身体又は服装をしているため、他の宿泊者に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(追加〔平成24年条例47号〕)

(旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準)

第6条 旅館業法施行令(昭和32年政令第152号。以下「政令」という。)第1条第1項第8号の規定による旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準は、別表第2のとおりとする。

(一部改正〔平成17年条例16号・24年47号・30年39号〕)

(簡易宿所営業の施設の構造設備の基準)

第7条 政令第1条第2項第7号の規定による簡易宿所営業の施設の構造設備の基準は、別表第3のとおりとする。

(一部改正〔平成17年条例16号・24年47号・30年39号〕)

(下宿営業の施設の構造設備の基準)

第8条 政令第1条第3項第5号の規定による下宿営業の施設の構造設備の基準は、別表第4のとおりとする。

(一部改正〔平成17年条例16号・24年47号・30年39号〕)

(委任)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(追加〔平成24年条例47号〕、一部改正〔平成30年条例39号〕)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(一部改正〔平成17年条例108号〕)

(津久井町及び相模湖町の編入に伴う経過措置)

2 津久井町及び相模湖町の編入の日(以下「編入日」という。)前に編入前の津久井町及び相模湖町の区域内における旅館業法(昭和23年法律第138号。以下「法」という。)第3条第1項の規定によりなされた旅館業の営業許可の申請に係る許可の申請及び施設の構造設備の基準については、この条例の規定にかかわらず、なお旅館業法施行条例(昭和32年神奈川県条例第64号。以下「県条例」という。)の規定の例による。

(追加〔平成17年条例108号〕)

3 編入日前に法第3条第1項の規定により許可を受けている施設の構造設備の基準については、編入日から増築、改築、大規模な修繕等により当該施設の構造が変更される日までの間は、なお県条例の規定の例による。

(追加〔平成17年条例108号〕)

(城山町及び藤野町の編入に伴う経過措置)

4 城山町及び藤野町の編入の日(以下「2町の編入の日」という。)前に編入前の城山町及び藤野町の区域内における法第3条第1項の規定によりなされた旅館業

の営業の許可の申請に係る手続及び施設の構造設備の基準については、この条例の規定にかかわらず、なお県条例の規定の例による。

(追加〔平成18年条例92号〕)

- 5 2町の編入の日前に法第3条第1項の規定により許可を受けている施設の構造設備の基準については、2町の編入の日から増築、改築、大規模な修繕等により当該施設の構造が変更される日までの間は、なお県条例の規定の例による。

(追加〔平成18年条例92号〕)

附 則(平成17年3月28日条例第16号)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項の規定による許可を受けている施設の構造設備の基準については、改正後の相模原市旅館業の施設の構造設備の基準に関する条例第2条第7号イからケまで、第3条第5号イからケまで、第4条第5号イからケまで及び第5条第4号イからケまでの規定にかかわらず、この条例の施行の日から増築、改築、大規模な修繕等により当該施設の構造が変更される日までの間は、なお従前の例による。

附 則(平成17年12月21日条例第108号)

この条例は、平成18年3月20日から施行する。

附 則(平成18年12月25日条例第92号)

この条例は、平成19年3月11日から施行する。

附 則(平成24年10月1日条例第47号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成27年4月27日条例第28号)

この条例は、平成27年6月1日から施行する。

附 則(平成30年5月22日条例第39号)

この条例は、平成30年6月15日から施行する。

附 則(令和2年12月21日条例第69号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1(第4条関係)

(追加〔平成24年条例47号〕、一部改正〔平成30年条例39号・令和

2年69号])

- 1 旅館業の施設の内外は、1日1回以上清掃すること。
- 2 各客室の収容定員は、次の基準によること。
 - (1) 旅館・ホテル営業の施設にあつては、3.30平方メートル(寝台を置く客室にあつては、4.00平方メートル)につき1人とする。ただし、旅館業法施行規則(昭和23年厚生省令第28号。以下「省令」という。)第5条第1項に掲げる施設にあつては、1.65平方メートルにつき1人とする。
 - (2) 簡易宿所営業の施設にあつては、1.65平方メートルにつき1人とする。この場合において、階層式のものにあつては、各階の有効面積を基礎として算出すること。
 - (3) 下宿営業の施設にあつては、3.30平方メートルにつき1人とする。
- 3 客室にくず紙入れ容器を備えるとともに、水差し、コップ等飲食用の器具を備える場合は、洗浄又は清掃を行い、必要に応じて消毒し、乾燥させたものを衛生的に設置すること。
- 4 寝具類は、常に清潔にし、適切な方法により湿気を取り除き、衛生的に保管するとともに、敷布、掛襟、浴衣、枕カバー等の布片類は、客1人ごとに洗濯したものと取り替えること。
- 5 洗面用水には、飲用に適する水を使用し、次の基準により管理を行うこと。
 - (1) 貯水槽を設置して使用する場合は、当該貯水槽を年1回以上清掃して清潔に保ち、常に水質を点検すること。
 - (2) 殺菌装置又は浄水装置を設置している場合は、当該装置が正常に作動しているかを定期的に点検し、当該点検記録を3年間保管すること。
- 6 便所は、毎日清掃し、清潔に保つこと。
- 7 旅館業の施設で生じたごみその他の廃棄物は、適切な方法により処理すること。
- 8 浴室等の管理は、次の基準によること。
 - (1) 原湯(浴槽の湯を再利用せずに浴槽に直接注入される温水をいう。以下同

じ。)、原水(原湯の原料に用いる水及び浴槽の水の温度を調整する目的で、浴槽の水を再利用せずに浴槽に直接注入される水をいう。以下同じ。)、上がり用湯(洗い場及びシャワーに備え付けられた湯栓から供給される温水をいう。以下同じ。)、上がり用水(洗い場及びシャワーに備え付けられた水栓から供給される水をいう。以下同じ。)及び浴槽水(浴槽内の湯水をいう。以下同じ。)は、規則に定める基準(以下「水質基準」という。)に適合するように水質の管理をすること。

- (2) ろ過器(浴槽水を再利用するため、浴槽水中の微細な粒子や繊維等を除去する装置をいう。以下同じ。)を使用していない浴槽水及び毎日完全に換水している浴槽水は1年に1回以上、ろ過器を連日使用している浴槽水は1年に2回以上(浴槽水の消毒が塩素消毒以外の方法である場合は、1年に4回以上)、原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水は浴槽水が水質基準に適合しなかった場合その他必要に応じて、水質検査を行い、水質基準に適合していることを確認すること。
- (3) 原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水が水道水(水道法(昭和32年法律第177号)第3条第9項に規定する給水装置により供給される水をいう。)以外の場合は、浴室等の使用開始の前までに水質検査を行い、水質基準に適合していることを確認すること。
- (4) 浴槽水は、十分にろ過した湯水又は原湯を使用し、常に清浄で満たされているようにすること。
- (5) 浴槽は、毎日浴槽水を完全に換水して清掃を行うこと。ただし、ろ過器を使用している浴槽にあつては、1週間に1回以上、逆洗浄その他の適切な清浄方法でろ過器及び湯水を浴槽とろ過器との間で循環させるための配管(以下「ろ過器等」という。)内の汚れを排出し、ろ過器等の生物膜を適切な消毒方法で除去するとともに、浴槽は浴槽水を完全に換水して清掃を行うこと。
- (6) 浴槽水の消毒に当たっては、塩素系薬剤を使用し、浴槽水中の遊離残留塩素濃度は、規則に定めるところにより測定し、1リットル中0.4ミリグラム以上とすること。ただし、原湯若しくは原水の性質その他の条件により

塩素系薬剤が使用できない場合、原湯若しくは原水のpH値が高くこの基準を適用することが不適切な場合又は他の消毒方法を使用する場合において、他の適切な衛生措置を行うことを条件として市長が適当と認めたときは、この限りでない。

- (7) 消毒装置は、維持管理を適切に行うこと。
- (8) 湯栓及び水栓には、湯及び水を十分に補給すること。
- (9) 貯湯槽(原湯等を貯留する槽をいう。以下同じ。)内の湯水の温度は、湯の補給口、底部等全ての箇所において摂氏60度(最大使用時にあつては、摂氏55度)以上に保つこと。ただし、これにより難い場合にあつては、レジオネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽内の湯水の消毒を行うこと。
- (10) 貯湯槽は、定期的に清掃及び消毒を行い、貯湯槽内の生物膜を除去すること。
- (11) 集毛器(浴槽水を再利用するため、浴槽水に混入した毛髪や比較的大きな異物を捕集するための網状の装置をいう。以下同じ。)は、毎日清掃すること。
- (12) 浴槽水の水質検査の結果、レジオネラ属菌が検出された場合は、直ちに気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備(以下「気泡発生装置等」という。)の使用を中止するとともに、浴槽ごとの系統別にろ過器等の洗浄、消毒等適切な衛生措置を講ずること。
- (13) 洗い場又はシャワーに備え付けられた湯栓へ温水を送るための調節箱は、定期的に清掃すること。
- (14) オーバーフロー水(浴槽からあふれた水をいう。以下同じ。)を浴用に供しないこと。ただし、これにより難い場合にあつては、1週間に1回以上、オーバーフロー水を回収する部分及び回収槽(以下「回収槽等」という。)の清掃及び消毒を行い、回収槽等の生物膜を除去するとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように回収槽の水を浴槽水とは別に塩素系薬剤等で消毒すること。
- (15) 脱衣室等の入浴者の見やすい場所に、浴槽内に入る前には身体を洗うこと、循環している浴槽水の誤飲をしないこと及び公衆衛生に害を及ぼすお

そのある行為をしないことを表示すること。

(16) 営業者は、衛生措置の基準の遵守についての自主的な管理を行うため、手引書及び点検表を作成し、当該手引書及び点検表の内容について従業員に周知を徹底するとともに、営業者又は従業員のうちから日常の衛生管理に係る責任者を定めること。

(17) 営業者は(2)の水質検査の結果、水質基準に適合していない場合は、直ちにその旨を市長に報告し、適切な措置を講ずること。

(18) 原湯、原水、上がり用湯、上がり用水及び浴槽水の水質検査記録及び遊離残留塩素の検査記録は、検査の日の翌日から起算して3年間保管すること。

(19) 営業者は、浴室等の利用者等にレジオネラ症の患者又はその疑いがある者が発生した場合は、直ちにその旨を市長に報告すること。

9 基準の適用除外

前項に掲げる基準にかかわらず、浴槽水を循環させることなく入浴者ごとに換水する客室の浴室その他市長が公衆衛生上支障がないと認めるものは、同項(2)(浴槽水に係る部分に限る。)、(4)から(7)まで及び(11)から(15)までに掲げる基準は、適用しない。

別表第2(第6条関係)

(追加〔平成24年条例47号〕、一部改正〔平成30年条例39号・令和2年69号〕)

- 1 建物は、乾燥した土地に建てられ、かつ、不潔な場所に位置しておらず、床下は、通風及び排水が良好な構造であること。
- 2 施設の外壁、屋根及び広告物の形態及び意匠は、周囲の建築物と比べて著しく不調和なものでないこと。
- 3 客室は、次の要件を満たすものであること。
 - (1) 採光及び換気に必要な開口部は、自由に開閉することができる窓又はこれに代わる構造設備であること。
 - (2) 地下又は屋根裏に設ける場合には、機械換気設備又は十分に換気できる適切な構造設備があること。

- (3) 他の客室、廊下等との境を壁、板戸、ふすま等で区画され、他の客室、廊下等から見通すことができない構造であること。
 - (4) 客の衣類その他携帯品を収納することができる保管設備があること。ただし、客室の戸に鍵の掛かる構造がない場合は、鍵の掛かる保管設備があること。
- 4 玄関帳場は、次の要件を満たすものであること。ただし、省令第4条の3に規定する基準に適合する設備を有する場合は、この限りでない。
- (1) 玄関を容易に見通すことができること。
 - (2) 宿泊者名簿に記入させるための受付台を有し、かつ、客に直接面接できる構造設備であること。
- 5 洗面所には、流水式の洗面設備が設けられていること。
- 6 便所は、次の要件を満たすものであること。
- (1) 調理室と接続して設けられていないこと。
 - (2) 窓その他の開口部には、ねずみ、昆虫等の侵入を防止するための構造設備があること。
 - (3) 流水式の手洗い設備が設けられていること。
- 7 共同便所は、施設内に便所を付設していない客室がある場合、当該施設内に1以上設けなければならない。この場合において、便所を付設していない客室を有する階(当該客室の宿泊定員数の合計が5未満である階を除く。)にあっては、その階に設けなければならない。
- 8 排水の設備は、コンクリート、合成樹脂等の不浸透性材料を用いて造られ、完全に排水できる構造であること。
- 9 浴室等は、次の要件を満たすものであること。
- (1) 浴室は、次の要件を満たすものであること。
 - ア 外部から見通すことができない構造であること。
 - イ 床及び腰張りは、コンクリート、タイル等の不浸透性材料を用いて造られていること。
 - ウ 脱衣所が別に設けられていること。
 - エ 水又は湯を供給できる設備があること。

オ 汚水を停滞することなく排出できる構造設備であること。

- (2) 貯湯槽内の湯水の温度を、湯の補給口、底部等全ての箇所において摂氏60度(最大使用時にあっては、摂氏55度)以上に保つ能力を有する加温装置を設置すること。ただし、これにより難しい場合にあっては、レジオネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽内の湯水の消毒設備を設けること。
- (3) ろ過器を設置する場合にあっては、当該ろ過器は、1時間当たりのろ過能力が浴槽の容量以上であり、ろ材が十分な逆洗浄を行えるものであるとともに、ろ過器に毛髪等が混入しないよう浴槽水がろ過器に入る前の位置に集毛器を設けること。
- (4) ろ過器等により浴槽水を循環させる構造の浴槽にあっては、循環している浴槽水を補給する設備は、浴槽の底部に近い部分に設けられていること。
- (5) 浴槽水の消毒に使用する塩素系薬剤等の注入口又は投入口は、浴槽水がろ過器内に入る直前の部分に設けられていること。
- (6) オーバーフロー水を浴用に供する構造になっていないこと。ただし、これにより難しい場合にあっては、回収槽は、地下埋設以外で清掃が容易に行える位置及び構造であるとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように回収槽の水を浴槽水とは別に消毒する設備を設けること。
- (7) 打たせ湯及びシャワーは、循環している浴槽水を用いる構造ではないこと。
- (8) 気泡発生装置等は、空気取入口から土ぼこりが入らないような構造であること。
- (9) 内湯と露天風呂は、配管等を通じて、露天風呂の湯が内湯に混じることのない構造であること。

10 基準の適用除外

前項に掲げる基準にかかわらず、浴槽水を循環させることなく入浴者ごとに換水する客室の浴室その他市長が公衆衛生上支障がないと認めるものは、同項(3)から(7)までに掲げる基準は、適用しない。

別表第3(第7条関係)

(追加〔平成24年条例47号〕、一部改正〔平成30年条例39号・令和

2年69号])

- 1 建物は、乾燥した土地に建てられ、かつ、不潔な場所に位置しておらず、床下は、通風及び排水が良好な構造であること。
- 2 施設の外壁、屋根及び広告物の形態及び意匠は、周囲の建築物と比べて著しく不調和なものでないこと。
- 3 客室は、次の要件を満たすものであること。
 - (1) 採光及び換気に必要な開口部は、自由に開閉することができる窓又はこれに代わる構造設備であること。
 - (2) 地下又は屋根裏に設ける場合には、機械換気設備又は十分に換気できる適切な構造設備があること。
- 4 玄関帳場は、次の要件を満たすものであること。ただし、省令第4条の3に規定する基準に適合する設備を有する場合は、この限りでない。
 - (1) 玄関を容易に見通すことができること。
 - (2) 宿泊者名簿に記入させるための受付台を有し、かつ、客に直接面接できる構造設備であること。
- 5 洗面所には、流水式の洗面設備が設けられていること。
- 6 便所は、次の要件を満たすものであること。
 - (1) 調理室と接続して設けられていないこと。
 - (2) 窓その他の開口部には、ねずみ、昆虫等の侵入を防止するための構造設備があること。
 - (3) 流水式の手洗い設備が設けられていること。
- 7 共同便所は、施設内に便所を付設していない客室がある場合、当該施設内に1以上設けなければならない。この場合において、便所を付設していない客室を有する階(当該客室の宿泊定員数の合計が5未満である階を除く。)にあっては、その階に設けなければならない。
- 8 排水の設備は、コンクリート、合成樹脂等の不浸透性材料を用いて造られ、完全に排水できる構造であること。
- 9 浴室等は、次の要件を満たすものであること。
 - (1) 浴室は、次の要件を満たすものであること。

ア 外部から見通すことができない構造であること。

イ 床及び腰張りは、コンクリート、タイル等の不浸透性材料を用いて造られていること。

ウ 脱衣所が別に設けられていること。

エ 水又は湯を供給できる設備があること。

オ 汚水を停滞することなく排出できる構造設備であること。

(2) 貯湯槽内の湯水の温度を、湯の補給口、底部等全ての箇所において摂氏60度(最大使用時にあっては、摂氏55度)以上に保つ能力を有する加温装置を設置すること。ただし、これにより難しい場合にあっては、レジオネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽内の湯水の消毒設備を設けること。

(3) ろ過器を設置する場合にあっては、当該ろ過器は、1時間当たりのろ過能力が浴槽の容量以上であり、ろ材が十分な逆洗浄を行えるものであるとともに、ろ過器に毛髪等が混入しないよう浴槽水がろ過器に入る前の位置に集毛器を設けること。

(4) ろ過器等により浴槽水を循環させる構造の浴槽にあっては、循環している浴槽水を補給する設備は、浴槽の底部に近い部分に設けられていること。

(5) 浴槽水の消毒に使用する塩素系薬剤等の注入口又は投入口は、浴槽水がろ過器内に入る直前の部分に設けられていること。

(6) オーバーフロー水を浴用に供する構造になっていないこと。ただし、これにより難しい場合にあっては、回収槽は、地下埋設以外で清掃が容易に行える位置及び構造であるとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように回収槽の水を浴槽水とは別に消毒する設備を設けること。

(7) 打たせ湯及びシャワーは、循環している浴槽水を用いる構造ではないこと。

(8) 気泡発生装置等は、空気取入口から土ぼこりが入らないような構造であること。

(9) 内湯と露天風呂は、配管等を通じて、露天風呂の湯が内湯に混じることのない構造であること。

10 基準の適用除外

前項に掲げる基準にかかわらず、浴槽水を循環させることなく入浴者ごとに換水する客室の浴室その他市長が公衆衛生上支障がないと認めるものは、同項(3)から(7)までに掲げる基準は、適用しない。

別表第4(第8条関係)

(追加〔平成24年条例47号〕、一部改正〔平成30年条例39号・令和2年69号〕)

- 1 建物は、乾燥した土地に建てられ、かつ、不潔な場所に位置しておらず、床下は、通風及び排水が良好な構造であること。
- 2 客室は、次の要件を満たすものであること。
 - (1) 採光及び換気に必要な開口部は、自由に開閉することができる窓又はこれに代わる構造設備であること。
 - (2) 地下又は屋根裏に設ける場合には、機械換気設備又は十分に換気できる適切な構造設備があること。
 - (3) 他の客室、廊下等との境を壁、板戸、ふすま等で区画され、他の客室、廊下等から見通すことができない構造であること。
 - (4) 客の衣類その他携帯品を収納することができる保管設備があること。ただし、客室の戸に鍵の掛かる構造がない場合は、鍵の掛かる保管設備があること。
- 3 客に応接し、又は宿泊者名簿に記入させることのできる帳場があること。ただし、省令第4条の3に規定する基準に適合する設備を有する場合は、帳場を有しないことができる。
- 4 洗面所には、流水式の洗面設備が設けられていること。
- 5 便所は、次の要件を満たすものであること。
 - (1) 調理室と接続して設けられていないこと。
 - (2) 窓その他の開口部には、ねずみ、昆虫等の侵入を防止するための構造設備があること。
 - (3) 流水式の手洗い設備が設けられていること。
- 6 排水の設備は、コンクリート、合成樹脂等の不浸透性材料を用いて造られ、完全に排水できる構造であること。

- 7 浴室等は、次の要件を満たすものであること。
- (1) 浴室は、次の要件を満たすものであること。
 - ア 外部から見通すことができない構造であること。
 - イ 床及び腰張りは、コンクリート、タイル等の不浸透性材料を用いて造られていること。
 - ウ 脱衣所が別に設けられていること。
 - エ 水又は湯を供給できる設備があること。
 - オ 汚水を停滞することなく排出できる構造設備であること。
 - (2) 貯湯槽内の湯水の温度を、湯の補給口、底部等全ての箇所において摂氏60度(最大使用時にあっては、摂氏55度)以上に保つ能力を有する加温装置を設置すること。ただし、これにより難しい場合にあっては、レジオネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽内の湯水の消毒設備を設けること。
 - (3) ろ過器を設置する場合にあっては、当該ろ過器は、1時間当たりのろ過能力が浴槽の容量以上であり、ろ材が十分な逆洗浄を行えるものであるとともに、ろ過器に毛髪等が混入しないよう浴槽水がろ過器に入る前の位置に集毛器を設けること。
 - (4) ろ過器等により浴槽水を循環させる構造の浴槽にあっては、循環している浴槽水を補給する設備は、浴槽の底部に近い部分に設けられていること。
 - (5) 浴槽水の消毒に使用する塩素系薬剤等の注入口又は投入口は、浴槽水がろ過器内に入る直前の部分に設けられていること。
 - (6) オーバーフロー水を浴用に供する構造になっていないこと。ただし、これにより難しい場合にあっては、回収槽は、地下埋設以外で清掃が容易に行える位置及び構造であるとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように回収槽の水を浴槽水とは別に消毒する設備を設けること。
 - (7) 打たせ湯及びシャワーは、循環している浴槽水を用いる構造ではないこと。
 - (8) 気泡発生装置等は、空気取入口から土ぼこりが入らないような構造であること。
 - (9) 内湯と露天風呂は、配管等を通じて、露天風呂の湯が内湯に混じること

のない構造であること。

8 基準の適用除外

前項に掲げる基準にかかわらず、浴槽水を循環させることなく入浴者ごとに換水する客室の浴室その他市長が公衆衛生上支障がないと認めるものは、同項(3)から(7)までに掲げる基準は、適用しない。